

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業度	：	：	法人名	
-----	---	---	-----	--

別表八(二)

令六・四・一以後終了事業年度分

外 国 子 会 社 の 名 称 等	名 称 本た の 店る 所又 は在 務主 所	國名 又は地 域名 所 在 地	1 2 3	【No.3】当事業年度に適用される別表を 使用していますか。		
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	主 た る 事 業	4	【No.56】5欄は、25%（租税条約で保有割 合が軽減されている場合は、その割合）以 上となっていますか。			
	發行済株式等の保有割合	5	【No.57】7欄は、当事業年度中の日付となっ ていますか。			
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	發行済株式等の通算保有割合	6	【No.58】8欄は、6月以上の期間となっ ていますか。			
	支 払 義 務 確 定 日	7				
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	支 払 義 務 確 定 日 ま で の 保 有 期 間	8				
	剩 余 金 の 配 当 等 の 額	9				
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	(9)の剩余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剩余金の 配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無
	損当金等の額に係る外 国子会社に よ り 支 払 わ れ た 剩 余 金 の 配 当 等 の 額	13	() 円	() 円	() 円	() 円
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円	() 円	() 円
	損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円	() 円	() 円
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	() 円	() 円	() 円	() 円
	(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は((10)× $\frac{(14)}{(13)}$)	17	() 円	() 円	() 円	() 円
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	剩 余 金 の 配 当 等 の 額 に 係 る 費 用 相 當 額 $((9) - (16)) \times 5\%$	18				
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 $(9) - (16) - (18)$	19				
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	措置法第66条の8第2項又は第8項の規定に より益金不算入とされる剩余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	20				
	(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規 定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	21				
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	(9)のうち益金不算入とされる剩余金の配当等の額 (19)+(20)+(21)	22				
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外 国 源 泉 税 等 の 額 $(10) - (17)$	23				
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により 損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	24				
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 $(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25				
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	益 金 不 算 入 と さ れ る 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 $((22) \text{ 欄の合計})$	26				
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 $((25) \text{ 欄の合計})$	27				

【No.59】27欄の金額を別表四で加算していますか。

円